

令和7年11月14日

関係者各位

更生会社株式会社ケンショウ
管財人 弁護士 山本 幸治

更生計画認可に関するお知らせ

当社は、令和7年9月22日に大阪地方裁判所に更生計画案を提出しておりましたが、同年11月12日までの書面投票の結果、大多数の債権者の皆様より更生計画案へのご賛同を賜り、本日付けで同裁判所より更生計画認可の決定をいただくことができました。

これもひとえに債権者の皆様を中心とする関係者の皆様のご理解とご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

当社は、建設工事業界で十分な実績を有し、かつ、過去に更生手続による自主再建を成し遂げた村本建設株式会社の完全子会社として、事業再建に向けた第一歩を踏み出すこととなりました。

今後、村本建設株式会社の支援を受けて施工管理、安全管理のノウハウを吸収し、全社的にコスト管理の姿勢を徹底することで、永続的かつ安定的に事業を継続してまいります。

引き続き、当社の事業再建へのご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上